

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金の制度改正について（現行制度の改善に係る措置）	……………P1
【コラム】	確定給付企業年金から確定拠出年金に一部移行する場合の留意点	……………P7

確定給付企業年金の制度改正について（現行制度の改善に係る措置）

1. はじめに

2016（平成28）年2月10日、確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号）および「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）の改正案の概要がパブリックコメント手続きにより公開されました。今月号では、その内容についてご案内いたします。

2. 今般の制度改正の経緯

今般パブリックコメント手続きにより公開された確定給付企業年金（DB）の制度改善措置は、2014（平成26）年および2015（平成27）年に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づいたものであるとされています。しかし、これら実施計画で明記された項目（「給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し」「実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し」）以外にも、「受託保証型確定給付企業年金（受託保証型DB）へ移行する場合の積立不足の償却方法見直し」「積立不足に伴い拠出する掛金の額及び方法の変更」「実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し」など、さまざまな措置が講じられる見込みです（図表1・2）。

<図表1> 今般の改正事項と「規制改革実施計画」との関係

改正事項	備考
給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し	規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）個別措置事項No.89において「平成26年度検討・結論」と明記
障害給付金の請求に係る添付書類の見直し	（記載なし）
受託保証型DBを実施する場合の拠出方法の見直し	（記載なし）
積立不足に伴い拠出する掛金の額および拠出方法の変更	（記載なし）
実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し	規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）個別措置事項No.72において「平成27年度検討・結論・措置」と明記
手続の整理	（直接的な記載なし）
存続連合会への事務委託	（記載なし）

（出所）2016年2月10日付パブリックコメント等を基にりそな年金研究所作成。

確定給付企業年金の制度改正について（現行制度の改善に係る措置）

＜図表2＞「規制改革実施計画」における企業年金の規制改革の内容

	事項名	規制改革の内容	実施時期	
平成26年度	No.88 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年 検討・結論	
	No.89 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	確定給付企業年金（一時金）の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについて、利率の変動への対応の可否を含め検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	
	No.90 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換	確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	
	No.91 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換	確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	+
	No.92 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	
	No.93 確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化	確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度 検討・結論	
	No.94 確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和	確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点等を踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成26年度 検討・結論	
	No.95 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度 措置	
	No.96 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進	確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。	措置済み	+
No.97 確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化	確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第27条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。	平成26年度 措置		
平成27年度	No.71 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度 検討・結論・ 措置	
	No.72 確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所（設立事業所）の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法について、厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれが大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算して比較することを可能とする。	平成27年度 検討・結論・ 措置	

（出所）「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定、平成27年6月30日閣議決定）を基にりそな年金研究所作成。

なお、2016年4月に施行が予定されている拠出の弾力化（リスク対応掛金）および給付設計の弾力化（リスク分担型DB）に係る制度改正については、本件とは別に後日パブリックコメント手続きにより改めて公開される見込みです。

3. 制度改正の概要

今般のパブリックコメント手続きにより改正案が公表されたのは、以下の省令・通知です。

- ・ 確定給付企業年金法施行規則（以下「DB法施行規則」）
- ・ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（以下「承認・認可基準」）

(1) 給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し【DB法施行規則第24条の3第1号】

現価相当額の計算基礎となる予定利率について、現行（下表①②）に加えて③を追加し、①から③に掲げる下限予定利率のうち最も低い率を用いることとされます（図表3）。

＜図表3＞給付の現価相当額の計算の基礎となる下限予定利率の見直し

+	現行	次に掲げる率のうちいずれか低い率 ① 前回の財政計算基準日以降における下限予定利率のうち、最も低い率 ② 老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける、①に掲げる率
	改正後	次に掲げる率のうちいずれか低い率 ① 前回の財政計算基準日以降における下限予定利率のうち、最も低い率 ② 老齢給付金の支給開始要件を満たしたときにおける、①に掲げる率 ③ <u>加入者の資格を喪失したときにおける、①に掲げる率</u>

（出所）2016年2月10日付パブリックコメント等を基にりそな年金研究所作成。

本改正により、例えば、②の率が③の率よりも高くなる局面において、資格喪失時の脱退一時金の額（③の率を用いて計算）よりも、支給を繰り下げて老齢給付金を一時金として受け取る額（②の率を用いて計算）の方が大きくなるといった逆転現象が生じなくなります。

併せて、受託保証型確定給付企業年金（受託保証型DB）においては、積立不足が生じないように、上記にかかわらず、給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率を「契約者価額の計算に用いる予定利率」に固定する改正が行われます。

(2) 障害給付金の請求に係る添付書類の見直し【DB法施行規則第33条第2項第2号】

確定給付企業年金における障害給付金の請求に当たっては、老齢給付金の裁定の請求に必要な請求書および書類に加えて、①**医師等の診断書その他障害の状態を証する書類**、および、②**障害の原因となった疾病等の初診日を明らかにすることができる書類**、を添付することとされています。

今般の改正では、上記②の書類が添付できない時は、**当該初診日を証するのに参考となる書類（診察券、入院記録等）を添付すべきこととされました**。これは、公的年金における障害年金の請求時において既に講じられている措置と平仄を合わせたものと考えられます。

(3) 受託保証型DBを実施する場合の拠出方法の見直し【DB法施行規則第46条】

受託保証型確定給付企業年金（受託保証型DB）は、生命保険の一般勘定等で運用することにより、積立不足が生じないことが確実に見込まれる仕組みとして、2014年4月から実施可能となっています。

しかし、既存のDBから受託保証型DBへ移行する場合、積立不足を有したまま移行しては給付減額を行う等の措置が必要となるなどの支障があることから、受託保証型DBへの移行時における**積立不足の一括拠出（一括償却）**を可能とする措置が講じられます。

(4) 積立不足に伴い拠出する掛金の額および拠出方法の変更【DB法施行規則第58・59条】

① 拠出時期の変更（早期償却）

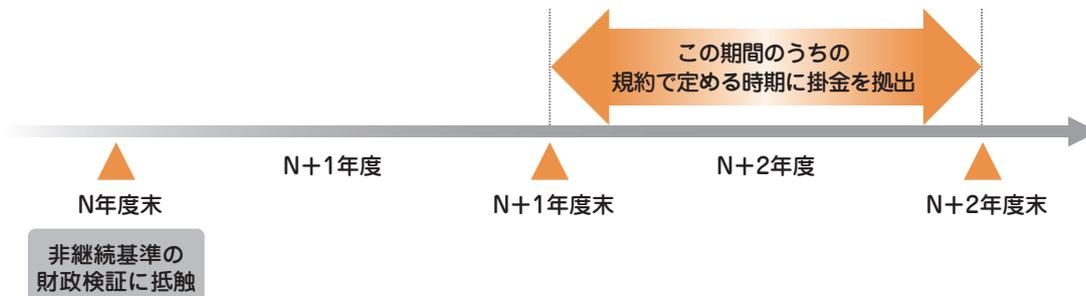
非継続基準に抵触した場合（積立金の額が最低積立基準額を下回った場合）に拠出する掛金について、早期の財政健全化の観点から、積立不足となった事業年度の翌々事業年度から翌事業年度に拠出時期を早

めることが可能となります。

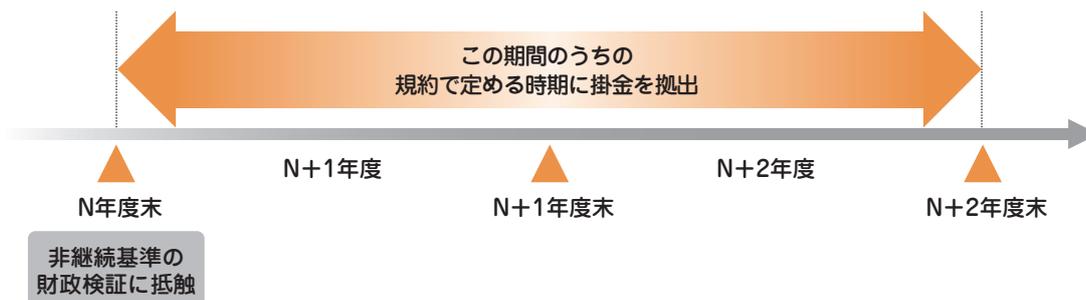
なお、この拠出時期はあらかじめ規約に定め、原則として変更はできないものとされる見込みです。

<図表 4> 非継続基準に抵触した場合の掛金の拠出時期

◆ 現 行



◆ 改正後



（出所）2016年2月10日付パブリックコメント等を基にりそな年金研究所作成。

② 掛金の算定方法の変更

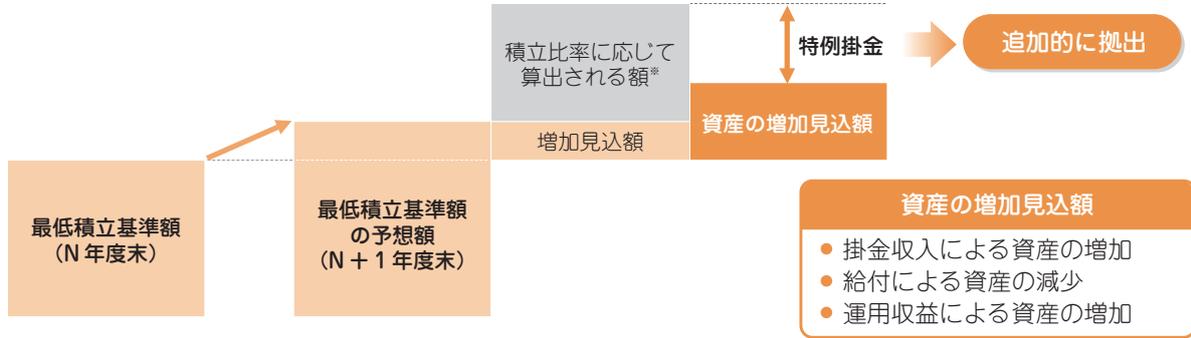
非継続基準に抵触した場合、翌々事業年度に拠出する場合の掛金の額は、「翌事業年度における最低積立基準額の増加見込額」に「積立比率に応じて規約に定める額」を合算した額が「翌事業年度における資産の増加見込み額（掛金の額）」を上回る額とされています。

このうち、「翌事業年度における資産の増加見込み額」について、現行は「掛金収入による資産の増加」のみを見込むこととされていますが、改正案では、**掛金収入に加えて「給付による資産の減少」や「運用収益による資産の増加」も含めて精緻に見込むこととされています。**また、上記①により翌事業年度に拠出する場合の掛金の額は、「積立比率に応じて規約に定める額」となります（翌事業年度の見込みは織り込まない）。

なお、本改正に伴い、翌事業年度における最低積立基準額の増加見込額の取扱い（負の値となった場合は零とする）を規定した平成25年5月28日付事務連絡「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて」は、廃止される見込みです。

<図表5> 非継続基準に抵触した場合の掛金の算定方法の変更

◆ 翌々事業年度に拠出する場合



◆ 翌事業年度に拠出する場合



(出所) 2016年2月10日付パブリックコメント等を基にリソナ年金研究所作成。

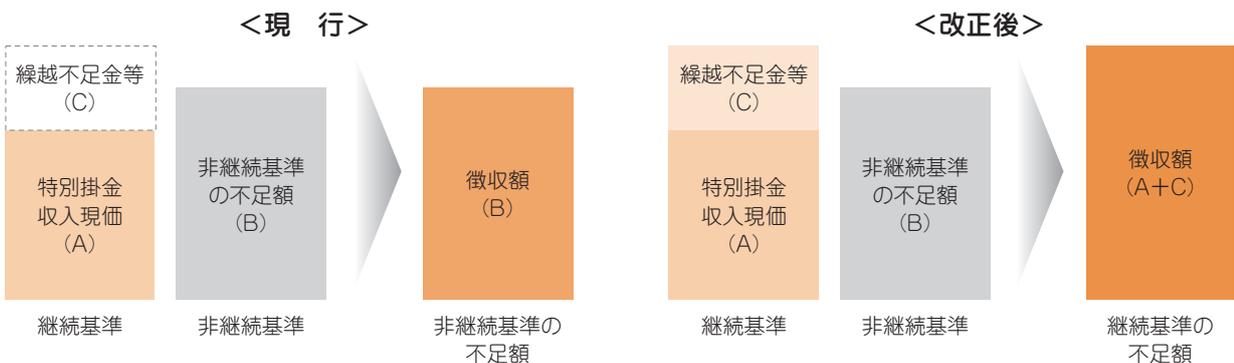
(5) 実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し【DB法施行規則第88条の2第1項】

実施事業所がDBから脱退しようとする場合の掛金の一括拠出額について、現行の方法に加えて**新たな方法(下記⑤)**が追加されます。

本改正により、例えば、③の方法において $A < B < (A + C)$ となる場合において、現行は非継続基準額の不足額(B)しか徴収できないものが、改正後は、継続基準に係る不足額(A+C)全額の徴収が可能となります。

<図表5> 実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し

実施事業所減少時の一括拠出額	① 特別掛金収入現価 (A)
	② 非継続基準額の不足額 (B)
	③ ① (A) と② (B) のうちいずれか大きい額
	④ 特別掛金収入現価 (A) に繰越不足金等 (C) を加算した額
	⑤ ② (B) と④ (A+C) のうちいずれか大きい額



(出所) 2016年2月10日付パブリックコメント等を基にリソナ年金研究所作成。

（6） 手続の整理【DB 法施行規則第 90～96 条、承認・認可基準別紙 3】

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙 3（申請書類一覧）について、以下のとおり改正されます。

① 規約型企業年金の申請書類

- ・ 終了承認申請書（A7）の添付書類に「終了理由書」が追加されます。
- ・ 「規約の統合」または「規約の分割」における申請書類について、「規約の承認」時と同様の書類が追加されます。

② 基金型企業年金の申請書類

- ・ 解散認可申請書（B7）の添付書類に「解散理由書」が追加されます。
- ・ 基金の合併時の「合併前基金」または分割時の「分割前基金」の区分が、それぞれ「合併消滅基金」「分割消滅基金」に変更されるとともに、合併または分割後に存続する基金はこれらの区分の対象外とされます。
- ・ 「合併後設立基金」または「分割設立基金」における申請書類について、「設立認可」時と同様の書類が追加されます。

③ 規約型・基金型共通

- ・ 給付の減額が生じる場合の添付書類に「給付減額理由書」が追加されます。
- ・ 既存の DB が他の DB の権利義務を承継する場合、規約の承認（設立認可）または規約変更の承認（認可）ならびに権利義務の承継の承認（認可）の双方が必要ですが、それぞれの承認（認可）に必要な申請書類で重複するものについては、一通のみの提出で済むようになります（重複書類の排除）。これに合わせて、「承継存続」および「承継新規」の区分が「承継」に一本化されます。
- ・ 存続厚生年金基金への権利義務の移転時の申請書類について、当該承認（認可）に必要な書類と規約の変更の承認（認可）の申請書類で重複するものは、一通のみの提出で済むようになります（重複書類の排除）。

（7） 存続連合会への事務委託

存続厚生年金基金の一部の設立事業所が代行返上するときの記録整理および現価相当額の算定業務等について、当該事務を政府から存続企業年金連合会に委託することが可能とされます。

4. おわりに ～ 施行期日・意見提出期限など

今般の制度改正は、いずれも 2016 年 4 月 1 日の施行を予定しています。

また、今回のパブリックコメントの意見・情報受付は、2016 年 3 月 10 日（木）までとなっています。

なお、本年 4 月に施行が予定されている拠出の弾力化（リスク対応掛金）および給付設計の弾力化（リスク分担型 DB）に係る制度改正については、本件とは別に後日パブリックコメント手続きにより改めて公開される見込みです。

<ご参考資料>

確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150369&Mode=0>

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について（電子政府の総合窓口ホームページ）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150370&Mode=0>

リソな年金トピックス（2016 年 2 月 12 日）「確定給付企業年金の制度改善に係るパブリックコメント手続きの開始について」

<https://resona-nenkin.secure.force.com/servlet/servlet.FileDownload?retURL=%2Fapex%2FInformationPensionView&file=00P5F00000bAmJUA0>

企業年金ノート 2015 年 2 月号（No.562）「社会保障審議会企業年金部会における議論の動向（その 3）」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201502.pdf>

（年金信託部）

確定給付企業年金から確定拠出年金に一部移行する場合の留意点

B課長：その通り。なお、DC制度への資産の移換は、DB制度の規約が変更される日が属する月の翌々月末以前の企業型年金規約で定める日までに行わなければならないよ。ちなみに、②の移換に係る額の算出は、直近決算時の最低積立基準額の比率で按分する以外にも方法があることも知っているかな？

Aさん：そうなんですか！？ 具体的にはどのような方法があるのでしょうか？

B課長：最低積立基準額の他にも、例えば「給付現価」や「責任準備金」の比率で按分する方法もあるんだ。また、計算基準日も、直近決算日以外に「給付減額の財政計算を行った基準日」や「同計算の前の財政計算の基準日」時点で算定することも可能なんだ。

Aさん：そんなにたくさんの方法があるんですね。勉強になりました。

B課長：話が少しそれたけれど、次は(2)について考えることにしよう。まず、給付減額の同意についてみてみよう。法令で定められている要件は次の通りだね。

<給付減額の同意>

- ①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは当該労働組合の同意
- ②加入者の3分の2以上の同意（ただし、加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは当該労働組合の同意をもってこれに代えることができる）

これをC社のDB制度の場合で考えてみると、①C社には労働組合があって、かつ、②当該労働組合が加入者の全員で組織されていることから、**労働組合の同意のみ取得**すれば、給付減額の同意の要件を満たすことになるんだ。

一方、DB制度からDC制度へ移換相当額を移換することの同意要件は、次の通りだね。

<移換相当額を移換することの同意>

- ①企業型年金を実施する実施事業所の事業主全部の同意
- ②加入者のうちDC制度へ移換すべき者（移換加入者）の2分の1以上の同意
- ③加入者のうち移換加入者以外の者の2分の1以上の同意

これをC社のDB制度の場合で考えてみると、実施事業所はC社のみで、かつ、加入者全員がDC制度への移換対象であることから、**①事業主の同意と②移換加入者の2分の1以上（50名以上）の同意**を取得すれば、要件を満たすことになるんだ（③は該当なし）。

Aさん：なるほど。ありがとうございます。

B課長：なお、本案件のようにDB制度の一部をDC制度に移換する場合には、上記のような内容以外にも、DB規約や退職金規程などの規定類の整備や、行政宛申請書類の作成なども行う必要があるんだ。実際の検討からDC制度導入までに1年近くを要することもあるので、お客さまから今後同じような制度変更の相談を受けた場合には、スケジュールには余裕をもっておくことが大事になるね。

Aさん：お客さまには、教えていただいた内容を整理したうえで、回答したいと思います。勉強になりました。ありがとうございました。

企業年金ノート No.574

2016(平成28)年2月 リそな銀行発行



年金信託部 リそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

リそな銀行ホームページ：<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

リそな企業年金ネットワーク：<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）